

令和7年4月9日

市政記者クラブ 様

交通局 自動車部自動車運転課
(大橋 972-3871)

市バスの交通違反について

市バス運転士が営業運行中の座席ベルト装着義務違反により、本日、道路交通法違反として告知票（白切符）を交付されました。

交通違反を起こしたことにつきまして、深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう改めて指導を徹底してまいります。

- | | |
|---------|---|
| 1 発生日時 | 令和7年3月30日（日） 午前9時27分頃 |
| 2 場所 | 名古屋市緑区鳴海町字米塚25番6付近道路
（市道敷田大久伝線第4号） |
| 3 所属 | 鳴尾営業所 運転士 （53歳） |
| 4 系統 | 有松13系統
太子 午前9時11分発 鳴海団地行 |
| 5 状況 | <p>運転士から報告のあった運行経路誤りの事案を調査中、上記日時・場所においてシートベルトを装着せず約30m運行したことが確認されたため、緑警察署に報告しました。</p> <p>その後、緑警察署による運転士への聞き取り等が行われた結果、本日、午前10時46分に道路交通法違反として告知票（白切符）を交付されました。</p> <p>なお、このことによる運行への支障はありませんでした。</p> |
| 6 再発防止策 | 全運転士に対し、道路交通法を遵守するよう、運行管理者による注意喚起や日々の点呼等で、あらためて指導を徹底します。 |